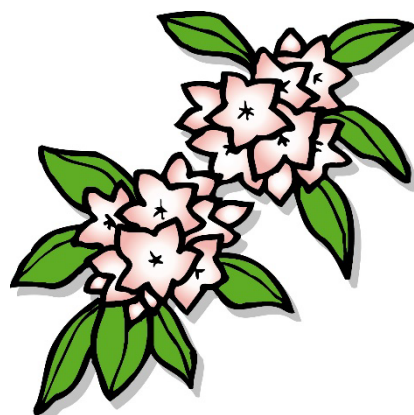


支部ニュース

2024 年 2 月 No.603

発行 自由法曹団東京支部
〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6
メゾン文京関口Ⅱ202 号
TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257
郵便振替 00130-6-87399

●2024年東京都知事選挙に向けたキックオフ集会 (1/24) 800名余の参加で成功！	野澤裕昭	1
●自民党派閥「裏金」問題と政治資金規正法について	宮澤謙太	2
●新人紹介		
*悔しい思いをする人を一人でも減らしたい	金澤博士	3
*先輩方と関わることで弁護士として成長していきたい	鈴木千鶴	4
●若い後輩たちへのメッセージ	荒井新二	5
●追悼 佐治融弁護士	中野直樹	7
●2024年支部総会にご参加下さい！(2/22・23)	野澤裕昭	9
●1月幹事会議事録		10



2024 年東京都知事選挙に向けた キックオフ集会(1/24)800名余の参加で成功！

支部長 野澤 裕昭

1月24日に開かれた「どうする東京 変えよう都政！ 2024 キックオフ」集会が800名以上の参加で成功しました。集会の様子は毎日新聞でも写真入りで報道されました。集会では、まず、市民15団体、個人からそれぞれの分野にお行ける小池都政への怒りや都政への期待が訴えられました。都民の声を聞かない、都民生活無視、しかし大企業利益優先の都市開発を進めるという小池都政の問題が共通に指摘されました。特に、神宮外苑の再開発問題では 環境建築学会の著名な学者が参加し、「科学を理解していない。科学に基づかない政治」と小池都政を厳しく批判しました。次に、これらの市民の小池都政にたいする怒りの声、新しい都政への期待を受けて、野党が都政転換への決意表明をしました。野党からは立憲民主党、日本共産党、社民党、新社会党、緑の党、生活者ネット各党の代表が決意表明をしました。市民の要求に野党が応えその実現を約束するという市民と野党の共闘が実現した場面でした。

小池知事は、就任以来7年半、当初反自民のポーズを装っていましたが、「稼ぐ東京」「国際金融都市」「東京大改造」など大企業の優先の都政を推進し、自党内閣と歩調を合わせいまや自民党と蜜月の状態になっています。八王子市長選、府中市長選では自民党候補の応援演説まで行っています。こうした都民に冷たくゼネコンなど大企業を優先する都政を変え、新しい都知事を選択する東京都知事選に向け決意を新たに作る集会となりました。都知事選は6月20日告示、7月7日投開票です。



自民党派閥「裏金」問題と政治資金規正法について

事務局次長 宮澤 謙太

2022年11月のしんぶん赤旗による報道から明るみに出た自民党派閥「裏金」問題は、その後の神戸学院大の上脇博之教授による告発を経て、東京地検特捜部による本格的な捜査に繋がり、我が国の政界を大きく揺るがしている。その全容は未だ解明に至っていないが、自民党の各派閥（安倍派、岸田派、二階派）の会計責任者らについて起訴され、安倍派所属の複数の現職国会議員が逮捕に至った一方、安倍派幹部についてはいずれも現時点で起訴はなく、会計責任者らや一部の国会議員の刑事責任追及のみで本問題の決着がついてしまうのではないかと懸念もある。

本問題の詳細な内容については、既に各所に手論じられているものであるため割愛するが、簡潔に言えば、自民党派閥主催の政治資金パーティー開催に關しての収入のうちの一部について、政治資金規正法（以下「規正法」という。）上記が義務付けられている政治資金収支報告書に記載をせず、その使途等が明らかにされないいわゆる「裏金」として議員側が得ていたとのものである（これは政治団体たる派閥に係るものと、議員の資金管理団体に係るものの2点で問題となる。）。安倍派や二階派では、政治資金パーティーにおいて、議員の当選回数等に応じてパーティー券の販売ノルマを設けており、ノルマ以上のパーティー券を売れば、その分の収入は議員個人の収入として還流（キックバック）し、その部分の収入について収支報告書に記載をせず、議員側において「裏金」化していたものとされている。規正法は、12条1項において、同項各号の定める政治団体の収支について、政治団体の会計責任者が毎年これを取りまとめて報告すべき旨定め、同法25条1項は、当該報告に係る書面について虚偽の記入をした者に5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処する旨定めている。そして、会計責任者による虚偽記入につき議員との共謀が認められれば、議員側も同条による処罰がありうる。本件では、前記「裏金」について、これを規正法12条1項の定めるとおり収入として記載をしなかったことが、前記「虚偽の記入」に当たるものとされる。

前記のとおり、本件では、いわゆる安倍派5人衆と言われる安倍派の幹部議員の他、多くの現職国会議員らに対して取り調べがあったものの、現時点では安倍派他各派閥の会計責任者と一部の特に高額のカックバックを受けた国会議員に対してのみ逮捕や起訴が行われたにとどまっている。この点については、検察において捜査を尽くしたとは言えない、また何らかの考慮、忖度が働いた結果であり検察における公平・中立性が疑われるとの批判があり、そうした一面も否定はできないが、それ以上に、本件のような問題に対する法規制が不十分極まりない点について指摘せざるを得ない。多くの問題があるが、一点、規正法は、前記12条の他、政治資金に係る収支報告の責任を少なくとも一次的には政治団体等の会計責任者に負わせており、その罰則も基本的にその対象は会計責任者としている点がまず挙げられるのではない。会計責任者と議員とに共謀関係がある場合には議員もまた処罰の可能性があるものの、その立証のハードルは決して低くなく、この点は本件で派閥幹部議員が軒並み立件されていないところにも顕れているだろう。

本件それ自体の真相究明も当然求められるところであるが、それ以上に、改めて政治資金規正法の基本理念である、「議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため」、収支の公開をはじめとする種々の規正を行い、もって「民主政治の健

全な発達に寄与する」(規正法1条) 点に立ち返り、また、「政治資金が民主政治の健全な発達を希求して
抛出される国民の浄財であること」、政治資金の収受に当たり国民の疑惑を招かぬよう法に基づき公明正
大に行わねばならない(規正法2条) ことを軸とした、規正法の抜本的な見直しが必要であるものと思料
する。岸田総理は、1月29日の衆院予算委員会において、会計責任者が規正法違反を行った際に政治家
も責任を取るべきとするいわゆる連座制について言及をしたが、こうした動きが本物なのかも含めて、今
後も注視すべきであろう。

新人紹介

悔しい思いをするような人を一人でも減らしたい

弁護士法人響 金澤 博士

1 自己紹介

はじめまして、弁護士法人響に所属しています、75期の金澤博士と申します。東京都中央区日本橋
の出身で、小学校までは地元でしたが、中学校からは東京都市大学附属中学・高校に進学しました。そ
の後日本大学、中央大学法科大学院へと進学し、かなり苦勞しましたが何とか司法試験に合格しまし
た。修習地も東京で、裁判修習では刑事模擬裁判では弁護側にて見事無罪判決を勝ち取り、弁護修習で
は指導担当の先生に連れられて沖縄まで行くなど、充実した日々を過ごしました。今は、職場との近さ
を考えて東京の新宿区に住んでいます。

趣味は、少し珍しいかもしれませんが囲碁、将棋で、特に囲碁は、中学3年生から高校卒業まで毎
年全国大会に出場し、全国10位(約100人中)にまで勝ち進んだこともあります。最近では海外ド
ラマにはまっており、SUITという涉外弁護士を主人公としたドラマを観ています。

2 弁護士を志した理由

私が弁護士を志したきっかけは小学生の頃、被害にあったスキー場での事故がきっかけでした。弁護
士に相談することなく、加害者と話しをし、治療費や慰謝料に関して受け取ることができず、悔しい思
いをしました。そのような思いをする人が一人でも減らすことができればと思い、弁護士を志しまし
た。

3 今後について

日々の業務に追われ、忙しい日々を過ごしております。1年経てば多少業務に慣れ、ゆとりがあると
考えておりましたが、いまだに業務に追われる夜討ち朝駆けのような日々を過ごしております。そんな
なかでも時間を見つけ、自由法曹団の団員としての自覚を持ちつつ、活動できる業務を広げ、様々なと
ころで研鑽を積みたいと考えております。

よろしくお願いします。

先輩方と関わることで弁護士として成長していきたい

弁護士法人響 鈴木 千鶴

1 自己紹介

みなさまはじめまして。

弁護士法人響に所属しております 75 期の鈴木千鶴と申します。出身は福島県の郡山市というところで、田んぼに囲まれたのどかな地域で育ちました。高校までは地元で過ごし、専修大学・専修大学法科大学院へ進学しました。修習地はさいたまでした。修習を機に埼玉県に引っ越してきましたが、住みやすい埼玉を気に入り、今も埼玉に住んでおります。

趣味は美術館巡りで、週末にはひとりで美術館を訪れることも多々あります。好きな画家はゴッホで、「種まく人」という作品を実際に見たときには、心を鷲掴みにされました。また、韓国アイドルも好きなので、韓国語の勉強も始めました。

2 弁護士を目指した理由

私は弁護士を目指したきっかけになったのは、中学校の卒業式の日に発生した東日本大震災です。当時、未曾有の大被害により、農業や漁業で生計を立てていた人々が職を失い、経済的に困窮し、絶望している様子をニュースや新聞で何度も見かけました。その際に、法律でこのような人々を救えないのだろうかと思い、法律の勉強に関心を持ちました。その後、法学部へ進学し、法律の勉強に日々励んでいました。もともと、人の役に立ちたいという思いが人一倍強かったので、法律を駆使してより人の役に立てる職業は弁護士であると考え、司法試験に向けた勉強をはじめました。

3 自由法曹団と私の今後について

弁護士法人響へ入所し、自由法曹団へ参加することになりました。

自由法曹団の存在は学生時代から知っていたのですが、まだまだ知らないこともたくさんありますので、今後の活動に積極的に参加し、先輩方と関わることで弁護士として成長していきたいと思っています。

未熟ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。



若い後輩たちへのメッセージ

東京合同法律事務所

荒井 新二

弁護士がプロとして1本立になるのに何年かかる？周りにからのように訊かれる時、私は以前には10年と答えていましたが、弁護士10年目になった時たちまち15年説に宗旨替えしました。私の場合、それには大須事件の経験が大きかったのです。

「大須」は1952年名古屋市での騒擾事件で、同年のメーデー・吹田事件とともに戦後三大騒擾事件と呼ばれます。3つのうち結果的に「大須」だけが騒擾罪適用として残りました。逮捕者400名の裁判期間27年の長期大型裁判でした。私は弁護士6年目の75年から最高裁段階から弁護団に入りました。団からは上田誠吉・小沢茂・大塚一男・竹沢哲夫・安達十郎・石田亨（23年12月没）の大先輩のほか、多くの若手団員が参加しました（総勢約40名）。寄ってたかって騒擾罪の適用は許すなとばかり1年半かけて上告趣意書を作成しました。その間30人規模の1週間合宿が岐阜・愛知で4回程もたれました。私は直かに証拠を読むべく共同合宿の他に板橋区の救援会用宿舎で個人合宿（各10日間）を2回行って膨大な記録を読み込みました。詳細は省きますが、2審判決の「デモ隊が騒擾事態発生後もなおも行進を続け」（不和随行）の認定のデタラメ、その究明の先に検察の言った「日本一の騒擾罪に仕立てあげる」デッチアゲの姿が表われてくるとの実感を得つつ作業に従事しました。大部な趣意書となりましたが、有難いことに集会で上田・安達さんが紹介され、尊敬する先輩にも認められて最高裁闘争の前面に立てれたと思うことが嬉しかった。

自分では破棄差戻くらい出ると思い、最高裁以降全国的にがぜん盛り上がった運動、集会や被告団会議に可能な限り参加しました。故豊田誠さんが生前よく「スモン」を千代田区の労働者に持ち込もうとした際「大須」が先行していたことに悩んだと述べられたのはこの頃のことです。若手の在京弁護団だけ（全員団東京支部団員）で勉強会を重ねて趣意補充書の作成にも励みました。私が執筆した冒頭文は、今読むといかにも生硬な書き方で冷や汗が出ます。その直後、78年に突如「上告棄却」。頭が真っ白になり、呆然として何も手を付けられない日が続きました。

話は戻りますが、石田亨団員から車山での「大須」合宿の時、山を遠望できる所で「荒井君は、後で現在を振りと、あーあ、あの時が最高潮だったと思う時が必ず来る、その先は下る時も谷に迷い込む時もある。それからが勝負なんだ」と穏やかに諭してくれたことがあります。石田さんの予言どおりでした。

万事休す！の状態にはなりましたが、盛り上がった「大須」運動は潮を引くことはなく今度は下獄



した被告団長柴野一三氏らの在監に抗議し早期釈放を目指すことになり、私も刑務所の内外で処遇改善要望の意見陳述と抗議・激励に汗をかきました。

そんな折に同じ法律事務所の西嶋勝彦団員（本年1月没）から「そんなに監獄法に興味があれば」と「変な」声をかけられ日弁連監獄法改正問題の委員会（小池義夫団員が事務局長）に参加し、次いで82年の拘禁2法案浮上後は東京弁護士会を足場に日弁連の中核として活動すべく拘禁2法対策本部の活動(その後対策本部事務局長)

に従事しました。こうして拘禁2法反対運動の渦中に身をおくことになりました。

弁護士会では、多士済々の会員の様々な意見を掬い上げ、それを討論して（公正さが重要）、ひとつづつの方針に落とし込み実行することに心がけました。展望の絶えざる提示、理論的な整理、インパクトのある的確な表現など映画のプロジューサー的な仕事が多く沢山のことを学びました（勿論、うまく実行できませんが）。

その経験をするなかで「大須」の場合には、事実究明ばかりに目が行き明晰に論理だてて憲法論につなげ表現する姿勢に欠けていたことがあったことをに遅まきながら自省するようになりました。

大須事件弁護士団→在獄被告早期釈放運動→拘禁2法反対運動そして84年10月からの団本部事務局長という行程は一筋の道。途中の景色も変われば一緒に歩く人も変わり道幅も広がっていきました。その中で事実究明（最初の10年）と表現・共鳴（その後の5年）が、ちゃんと二つとも揃わないと本格的に動き出せないことを痛感したわけです。この15年はやはり、私にとって必要な試練の年月でした。

私の体験的な15年説の話はおわかり頂けたでしょうか。と言っても実は1本立ての後の方が長く、困難な修練が続くことを覚悟する必要があります。石田予言の「山有り谷有り」です。どうぞ若手の団員には、フットワーク良く、過信を戒め、謙虚にプロらしい自覚と勇気をもって事件と活動に取り組んでくださるよう期待します。

追記。芝野団長は05年8月、あまご谷・郡上八幡（もと弁護士合宿所）を巡る2泊旅行に招待してくれました。清々しい気持で最高裁闘争を闘うことができた、生存の間にそれを伝えて感謝したいとずっと思っていた、と言うのが嬉しいお誘いの説明でした。この旅行（写真）、私にとって一番の弁護士冥利に尽きるものでした。

追悼 佐治融弁護士

(弁) まちだ・さがみ総合法律事務所 中野 直樹

佐治融さん（団員）が 2023 年 11 月 21 日逝去されました。この年 7 月 22 日に、八王子合同法律事務所（八法）出身者の OB が 9 名集まり、旧交を温めましたが、そこには佐治さんの顔はなく、厳しい闘病生活中だとの報告がありました。それから 4 ケ月後の訃報でした。

佐治弁護士の歩み

佐治さんは、23 期司法修習を了して代々木総合法律事務所に入所し、73 年 1 月から 74 年 3 月まで三多摩法律事務所（三法）に所属した後、74 年 4 月設立の八法の 4 人の一人となりました。三多摩法律事務所 20 年の歩み「風よ さわやかに」に掲載されている佐治さんの投稿文書には、代々木総合で活動していたときに、「人買いで有名であった」三法の洪田幹雄弁護士から、八法の開設メンバーとしての誘いを受けて異動したと回顧されています。同文には、佐治さんは亀有育ちであり、三多摩は初めての地であったとも記されています。



戸別訪問弾圧事件とたたかった 10 年

八法の設立が間近に迫っていた 74 年 2 月 17 日、町田市長・市議選のさ中、町田市の山崎団地に住む佐藤文夫さんが逮捕されました。佐藤さんの妻松子さんが市議選に立候補したことから、佐藤さんが団地内に拡声器による騒音を出しことへのお詫びのために各戸を回ったことが戸別訪問罪となるとされたのでした。佐藤さんは起訴され、八法を中心に弁護団がつくられ、佐治さんは弁護団事務局長として、東京地裁八王子支部で約 7 年間・51 回公判、東京高裁で約 1 年間・5 回公判、最高裁で約 1 年間の長い弾圧裁判闘争をたたかい切りました。結果は、地裁の罰金 1 万 5000 円、公民権停止をつけずという判決が確定しました。妻松子さんは連続 5 期当選し、佐藤さんは大企業での雇用が継続することができました。

佐治さんは自分の活動について文書を書くタイプではないのですが、85 年発行の八法「10 年のあゆみ」に「町田市議選弾圧事件の思い出」という、割り当て字数をはるかに超過していると思われる文書を書かれています。

自由法曹団百年史第 4 章に概説されていますが、当時は公選法違反を理由とする選挙弾圧事件が大量に発生し、厳しい裁判闘争を闘うために、団と国民救援会は毎年「全国選挙弾圧交流集会」を開いていました。佐治さんは欠かさず参加されていました。私は 20 年 12 月、この佐藤事件を期にできた日本国民救援会町田支部の「人権と民主主義を守るこの町の人々の群像 たたかひの軌跡」という冊子の編集刊行に関わりましたが、ここに、交流会における佐治弁護士の報告文書を転載しました。

佐治さんの楽しみ、私の楽しみ

私は 86 年 4 月に八法に入所し、91 年に町田に設立したまちだ・さがみ総合法律事務所のメンバ

一となりました。佐藤事件の大衆的裁判闘争で築いてきた町田の民主団体と人々に熱く歓迎されました。

佐治さんと佐藤さん、弁護団長だった齋藤展夫弁護士、そして守る会の事務局長だった篠原保さんは、70年代後半から岩魚釣りの世界の虜になりました。私も91年の夏から取り込まれ、4月から9月まで、月1回、3泊4日、東北の溪に遊ぶこととなりました。佐治さんは釣りの先輩ですが、私の釣り技法の師匠ではありませんでした。釣り方の癖が違ったからです。佐治さんの釣りは、仕掛けに重い錘を付けて深みにどぼんと沈めるものです。この釣りは春先の水が冷たく岩魚が川底に身を潜めているときに抜群に有効です。佐治さんは錆びの濃い大岩魚を釣り上げていました。私の釣りは、軽い錘をつけて流心に仕掛けを流してしまう癖です。私の釣りは岩魚が背にでてくる6月以降力を発揮しましたが、春先はダメでした。

この釣りグループは時折、大森鋼三郎・岡村親宜弁護士と釣行を共にし、岡村弁護士の岩魚庵（岩手県・花巻）、大森弁護士の悠游亭（山梨県・小淵沢）で「合宿」をしていました。佐治さんは私の実家（石川県・白山市）の客人ともなって手取川で釣りを楽しんだこともあります。

11年3月、福島第一原発事故発生により東北の山と溪が放射性物質に汚染されてから佐治さんの釣り人生は終幕となりました。

佐治さんは、2006年6月八法を退所して、親族が営んできた税理士事務所に移りました。

送り人が送られる人となる寂しさ

09年に大森鋼三郎弁護士が死去された後、佐治さんも参加して悠游亭で偲ぶ会という名の呑み助会を開いてきました。18年に佐藤文夫さんが永眠されました。釣行で佐藤さんのパジェロにお世話になってきた佐治さん、齋藤弁護士、そして私で企画して「みちのく岩魚釣り讃歌」という冊子を作り、釣り跡をまとめました。篠原保さんも亡くなり、21年には岡村弁護士も故人となりました。

佐治さん、東北の溪で焚火を囲んでみんなと酒談義をしたことを忘れません。合掌

（この文章は団通信にも掲載されています）



2024 年支部総会にご参加下さい！(2/22・23)

支部長 野澤 裕昭

来る2月22日、23日、第52回支部総会が開催されます。現在世界で二つの戦争（ロシアによるウクライナ侵略戦争、イスラエルによるガザ侵攻）が問題になっています。総会ではこのうちガザ侵攻について取り上げることとしました。中東・イスラム、特にパレスチナ問題の専門家である岡真理・早稲田大学文学学術院教授に会場までお越し願ひリアルで講演していただくことになりました。岡教授は現在のイスラエルによるガザ侵攻はジェノサイドにあたると批判し数多くの講演をされている方です。何故、イスラエルが世界の停戦要求にも応じず執拗にパレスチナ人を殺すのかその歴史的背景や目的など詳しく解明していただく予定です。

また、岸田明文改憲をどう阻止するかについて議論し経験交流するとともに、各裁判の交流、再審法改正の展望なども報告していただく予定です。久しぶりの熱海でのリアル総会開催です。是非、多数の団員に参加いただき学習・交流を深めたいと思いますので宜しくお願い致します。

岡真理教授の略歴

1960年生まれ。京都大学名誉教授。東京外国語大学大学院修士課程修了。京都大学大学院人間・環境学研究科教授等を経て現職。専攻は現代アラブ文学・パレスチナ問題。学生時代にパレスチナ人作家、ガッサーン・カナファーニーの作品を通してパレスチナ問題とパレスチナ文学に出会う。以来、現代世界に生きる人間の思想的課題として、〈パレスチナ〉について考究している。主な著書に『彼女の「正しい」名前とは何か』（青土社、初版2000年、新装版2020年）、『橐椰子の木陰で』（青土社、初版2006年、新装版2022年）、『アラブ、祈りとしての文学』（みすず書房、初版2008年、新装版2015年）、『ガザに地下鉄が走る日』（みすず書房、2018年）、『ガザとは何か』（大和書房、2023年）。

(日時) 2024年2月22日(木)、23日(金) 13時から

(場所) KKR ホテル熱海

〒443-0005 静岡県熱海市春日町7-39

電話 0557-8512000

(緊急連絡先・奥住) 090-8479-2052

※同封の申込書を使用して、早めに申込をお願いします。

1 月幹事会議事録

1 支部総会・確認事項

日時 2024年2月22日（木）13時～23日（金）12時

場所 リゾートホテルKKR熱海

内容 記念講演 岡真理教授（早稲田大学文学学術院教授）

最新刊『ガザとは何か』 講演予定 90分

西田幹事長挨拶 1/19（月）@戸山キャンパス。スライド、機材等使用の確認

準備 2/13 10:00 ズームチェック

土田さん技術サポート：費用要検討

◎幹事推薦

承認（一部候補者の受諾意思確認すること）

◎選挙管理委員会 決定済

◎会計・監査

会計監査終了 幹事会において確認

予算案 幹事長検討中

◎参加者呼びかけ、発言依頼等

ニュース等で流す

◎配付資料

議案書、決議案、幹事会推薦名簿、会計決算予算、50周年シンポ決算、各団員準備の資料

※各団員の資料は、今回はもらってから印刷する。

決議案：憲法明文改憲阻止（和田）、政治腐敗（宮澤）、ガザ（西田）、都知事選（浅野）、共同親権（金子）

2 支部MLルール案策定（総会提案予定）

変更：4条「支部長が行う」→「支部長の責任において行う」 決定。

3 議案書に関する討論

議案書→幹事会承認（細かい文言等の修正は執行部一任）

目次の作成（議案書・特別報告集）→別々の冊子にすることに。

4 団東京支部50周年のつどい収支確定 承認

5 組織報告

退団希望者1名

6 その他（サポート次長、非公式企画等）

ボウリング大会実施 3月23日（土）午前11時～

台湾訪問の目的を明確化

司法問題の勉強会等

7 今後の日程

★次回事務局会議 2024年2月7日(水) 10時～12時

次々回事務局会議 3月13日(水) 10時～12時

★次回幹事会 3月22日(金) 14時～16時

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかをを選んでいただきます。
- 入院による就業不能時を厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

＜月払保険料表＞ スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職権級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞

株式会社宏米 担当：大枝・西山・岩崎・竹田
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3F
TEL: 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前10時00分から午後6時まで)

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL: 03-3349-5401 FAX: 03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJJ2-08407 2022年10月3日)